

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からないい〜!？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

社会保険、 10月から何が変わるの？

① 10月支給の給料より、厚生年金保険料率がアップします

サラリーマンが加入している厚生年金の保険料率が、月収の

14.288% ⇒ 14.642% に変更になります

月収30万円の場合ですと、531円の値上がりになります。(自己負担分)

なお、健康保険の保険料は変更はありません。

② 出産育児一時金が増額になります

30万円 ⇒ 35万円

健診費、分娩費などの出産費用は原則、保険が適用されませんのですべて実費ですが、こうした費用を補うお金が出産育児一時金です。

また、今までは出産後本人に直接支給でしたが、今後は、出産予定1ヶ月前から申請ができ、直接病院へ振り込まれるようになります。(これによって、一時的に立替払いする必要がなくなります)

③ 70歳以上の医療費負担が増額になります

・ 窓口負担が 2割 ⇒ 3割

夫婦世帯で年収520万円以上、単身者383万円以上が対象になります。

・ 療養病床入院の食住費負担増

食費の負担増、新たに居住費(光熱水費)も自己負担に。

④ 「年金離婚分割」情報提供開始

社会保険事務所で、夫と妻の持分を個人ごとに提供します。

請求者自身の年金手帳、相手の年金手帳または健康保険証、戸籍抄本、認印を持参し各社会保険事務所にて教えてもらえます。

妻または夫単独で請求ができ、単独請求した場合は、婚姻関係への影響を考慮して、請求していない人(相手方)へは知らせません。